

平成十一年外務省・自治省令第一号

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を次のように定める。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号に規定する在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。

附 則

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則 （平成十一年四月二十八日外務省・自治省令第三号）

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月二十九日外務省・自治省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ドイツ日本国大使（ラインラント・プファルツ州及びザールラント州を管轄する場合に限る。）

在フランクフルト日本国総領事

在ベルリン日本国総領事

在ドイツ日本国大使

附 則 （平成十一年二月二〇日外務省・自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十一年九月四日外務省・自治省令第一号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成十三年一月二十九日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ハバロフスク日本国総領事（サハリン州を管轄する場合に限る。）

在ユジノ・サハリンスク日本国総領事

附 則 （平成十三年三月三十一日総務省・外務省令第二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成十三年九月三日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ロシア日本国大使（カムチャツカ州、マガダン州及びコリヤーク自治管区を管轄する場合に限る。）

在ウラジオストク日本国総領事

在ロシア日本国大使（ブリヤート共和国、サハ共和国（ヤクーチヤ）、アムール州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治州及びアギン・ブリヤート自治管区を管轄する場合に限る。）

在ハバロフスク日本国総領事

附 則 （平成十三年二月七日総務省・外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年四月八日総務省・外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月一日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ドイツ日本国大使（ノルトライン・ヴェストファーレン州ケルン地方行政区を管轄する場合に限る。）

在デュッセルドルフ日本国総領事

附 則（平成一五年四月一日総務省・外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年二月二五日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在タイ日本国大使（チェンマイ県、ランパン県、ランブーン県、チェンライ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プレー県及びウタラライ県を管轄する場合に限る。）

在ラスバルマス日本国総領事

在スペイン日本国大使

在中央アフリカ日本国大使

在カメルーン日本国大使

附 則（平成一六年三月三一日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在スラバヤ日本国総領事（東ティモール民主共和国を管轄する場合に限る。）

在東ティモール日本国大使

在バキスタン日本国大使（アフガニスタン・イスラム国を管轄する場合に限る。）

在アフガニスタン日本国大使

附 則（平成一六年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ガーナ日本国大使（リベリア共和国を管轄する場合に限る。）

在リベリア日本国大使

附 則（平成一六年二月二八日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在中華人民共和国日本国大使（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省を管轄する場合に限る。）

在カンザスシティ日本国総領事

在エドモントン日本国総領事

附 則（平成一七年二月二八日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在スラバヤ日本国総領事（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。）

在アンカレジ日本国総領事

在ポルトアレグレ日本国総領事

附 則（平成一八年一〇月二七日総務省・外務省令第一号）

この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三十一日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在セルビア・モンテネグロ日本国大使（セルビア共和国の区域を管轄する場合に限る。）

在セルビア・モンテネグロ日本国大使（モンテネグロ共和国の区域を管轄する場合に限る。）

在マルセイユ日本国総領事（モナコ公国の区域を管轄する場合に限る。）

附 則（平成一九年二月二八日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ニューオリンズ日本国総領事

在アトランタ日本国総領事

附 則（平成二〇年三月三十一日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在チェンナイ日本国総領事（カルナータカ州を管轄する場合に限る。）

在中華人民共和国日本国大使（江西省を管轄する場合に限る。）

附 則（平成二〇年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

在重慶日本国総領事

在シカゴ日本国総領事

在カルガリー日本国総領事

在デンパサール日本国総領事

在シアトル日本国総領事

在クリチバ日本国総領事

在セルビア日本国大使

在モンテネグロ日本国大使

在モナコ日本国大使

在インド日本国大使

在上海日本国総領事

(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。
 在アトランタ日本国総領事（テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州、ルイジアナ州及びケンタッキー州を管轄する場合に限る。）
 在ナッシュビル日本国総領事

附 則（平成二〇年二月二六日総務省・外務省令第四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在マカッサル日本国総領事

在中華人民共和国日本国大使（山東省を管轄する場合に限る。）

在カメルーン日本国大使（中央アフリカ共和国を管轄する場合に限る。）

附 則（平成二二年六月二四日総務省・外務省令第一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在セルビア日本国大使（コソボ共和国の区域を管轄する場合に限る。）

在コソボ日本国大使

附 則（平成二二年二月二四日総務省・外務省令第三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げるそれぞれの領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在レソフェ日本国総領事

在ブラジル日本国大使

在ジュネーブ日本国総領事

在スイス日本国大使

附 則（平成二二年二月二七日総務省・外務省令第二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在コタキナバル日本国総領事

在マレーシア日本国大使

附 則（平成二三年二月二六日総務省・外務省令第一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ジャカルタ日本国総領事

在インドネシア日本国大使

在マニラ日本国総領事

在フィリピン日本国大使

在リマ日本国総領事

在ペルー日本国大使

在ロンドン日本国総領事

在英国日本国大使

在ポルトモレスビー日本国総領事

在パプアニューギニア日本国大使

附 則（平成二四年九月五日総務省・外務省令第一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ニュージーランド日本国大使（クック諸島の区域を管轄する場合に限る。）
在スーダン日本国大使（南スーダン共和国の区域を管轄する場合に限る。）

附 則（平成二四年二月二七日総務省・外務省令第三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ポルトランド日本国総領事
在ハンブルク日本国総領事

在シアトル日本国総領事
在ドイツ日本国大使

附 則（平成二五年六月二八日総務省・外務省令第一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インドネシア日本国大使（在マカッサル出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。）
在シドニー日本国総領事（旧カルケアンを管轄する場合に限る。）

在スラバヤ日本国総領事
在オーストラリア日本国大使

附 則（平成二五年二月二六日総務省・外務省令第三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ベレン日本国総領事

在ブラジル日本国大使

附 則（平成二七年二月一八日総務省・外務省令第一号）

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在メキシコ日本国大使(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場合に限る。)

在ドイツ日本国大使(ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域を管轄する場合に限る。)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

メキシコ合衆国(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。)

ドイツ連邦共和国(ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。)

附 則 (平成二八年一月二二日総務省・外務省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インド日本国大使(カルナータカ州の区域を管轄する場合に限る。)

在ヨルダン日本国大使(イラク共和国の区域を管轄する場合に限る。)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

インド(在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄区域並びにカルナータカ州の区域を除く。)

ヨルダン・ハシエミット王国

イラク共和国

附 則 (平成二九年一月二二日総務省・外務省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ブラジル日本国大使(バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パラíba州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセララ州の区域を管轄する場合に限る。)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

在ドイツ日本国大使(ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。)

在メキシコ日本国大使(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。)

在ドイツ連邦共和国(ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。)

在メキシコ合衆国(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。)

在ドイツ連邦共和国(ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。)

在メキシコ合衆国(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。)

在ドイツ連邦共和国(ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。)

在メキシコ合衆国(アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。)

附則（平成三〇年二月二八日總務省・外務省令第二号）

在フイリピン日本国大使（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンボステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、コタバト州、サラングニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサシ州、デйнаガット・ア	領事
--	----

フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアング・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、コタパト州、サラランズ州、南コタパト州、スルタン・ク	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアング・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、コタパト州、サラランズ州、南コタパト州、スルタン・ク
ダラット州、北アグサン州、南アグサン州、デatinaガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルー州及びタウイタイ州の区域を除く。	ダラット州、北アグサン州、南アグサン州、デatinaガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルー州及びタウイタイ州の区域に限る。）

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行つた送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行つた送付等とみなし、この省令の施行前に同法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行つた申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行つた申請等とみなす。

在フィリピン日本国大使（ア克蘭州、アンティーク州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東マール州、レイテ州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域を管轄する場合に限る。）

総領事

3 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

フィリピン（在ダバオ日本国総領事の管轄区域並びにア克蘭州、アンティーク州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東サマール州、レイテ州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域を除く。）	フィリピン（ア克蘭州、アンティーク州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東サマール州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域に限る。）
--	---

附 則（令和三年九月一七日総務省・外務省令第二号）

この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和三年二月二八日総務省・外務省令第四号）

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在ベトナム日本国大使（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、コントゥム省及びザライ省の区域にダナン日本国総領事を管轄する場合に限る。）	クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、コントゥム省及びザライ省の区域に限る。
--	--

3 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

ベトナム（在ホーチミン日本国総領事の管轄区域並びにダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチン省、ビンディン省、コントゥム省及びザライ省の区域を除く。）	ベトナム（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチン省、ビンディン省、コントゥム省及びザライ省の区域に限る。）
---	---

附 則（令和四年二月二八日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在シドニー日本国総領事（フランス領ニューカレドニアを管轄する場合に限る。）

在フランス日本国大使

3 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

オーストラリア（ニューサウス・ウェールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレートヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トゥーマト、アツフランス（フランス領パラクラン、ゴバンモウワリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウイリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマニューカレドニアの区域に限る。）	フランス（ニューカレドニアの区域に限る。）
--	-----------------------

別表

地域 領事官

管轄区域

ア アジ	
在インド日本国大使	インド（在コルカタ、在チェンナイ、在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在コルカタ日本国総領事	インド（オリッサ州、西ベンガル州、ビハール州及びジャールカンド州の区域に限る。）
在チェンナイ日本国総領事	インド（アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州、テランガナ州及びボンディシェリー連邦直轄地の区域に限る。）
在ベンガルール日本国総領事	インド（カルナータカ州の区域に限る。）
在ムンバイ日本国総領事	インド（グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、チャットティースガル州、マハーラーシュトラ州及びゴア州並びにダマン、ダイウ、ダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地の区域に限る。）
在インドネシア日本国大使	インドネシア（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在スラバヤ日本国総領事	インドネシア（東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウエシ州、ゴロンタロ州、中部スラウエシ州、東スラウエシ州、南スラウエシ州、西スラウエシ州、マルク州、北マルク州、パプア州及び西パプア州の区域に限る。）
在デンパサール日本国総領事	インドネシア（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。）
在メダン日本国総領事	インドネシア（ナングラアチエダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャンビ州、リアウ州及びリアウ諸島州（在シンガポール日本国大使の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在カンボジア日本国大使	カンボジア
在シンガポール日本国大使	シンガポール
在スリランカ日本国大使	インドネシア（リアウ諸島州バタム島及びビンタン島の区域に限る。）
在タイ日本国大使	スリランカ
在チェンマイ日本国総領事	タイ（在チェンマイ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在大韓民国日本国大使	台湾
在釜山日本国総領事	タイ（チェンマイ県、ランバン県、ランブーン県、チェンライ県、バヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、ブレー県及びウタラディット県の区域に限る。）
在済州日本国総領事	大韓民国（在済州及び在釜山の各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在釜山日本国総領事	大韓民国（済州道の区域に限る。）
在中華人民共和国日本国大使	大韓民国（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道の区域に限る。）
在広州日本国総領事	中華人民共和国（在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島及び在香港の各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在上海日本国総領事	朝鮮（大韓民国政府の支配する地域を除く。）
在重慶日本国総領事	中華人民共和国（広東省、海南省、福建省及び広西壮族自治区の区域に限る。）
在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省及び江西省の区域に限る。）
在青島日本国総領事	中華人民共和国（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省の区域に限る。）
在香港日本国総領事	中華人民共和国（黒龍江省、吉林省及び遼寧省の区域に限る。）
在ネパール日本国大使	中華人民共和国（山東省の区域に限る。）
在パキスタン日本国大使	ネパール
在カラチ日本国総領事	パキスタン（在カラチ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在バングラデシュ日本国大使	パキスタン（ペロチスタン州及びシンド州の区域に限る。）
在東ティモール日本国大使	バングラデシュ
在フィリピン日本国大使	東ティモール
在セブ日本国総領事	フィリピン（在セブ及び在ダバオの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ダバオ日本国総領事	フィリピン（アクラン州、アンティケ州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホー州、ビララン州、東サマール州、レイテ州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域に限る。）
	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、プキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スーロー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）

北米		大洋州	
在ブータン日本国大使	ブータン	在シドニー日本国総領事	オーストラリア（在シドニー、在パース、在ブリスベン及び在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ブルネイ日本国大使	ブルネイ	在オーストラリア日本国大使	オーストラリア（ニューサウス・ウエルズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒュム、オーボリ、ジュニー、ワツガワツガ、タン バランバ、トゥーマト、アッパラクララン、ゴバンモウワリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリ バー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クインピアンシテイ、ガンダガイ、ブルワ及びハーデインの各郡の区域を除 く）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）
在ダナン日本国総領事	ベトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）	在パース日本国総領事	オーストラリア（西オーストラリア州の区域に限る。）
在ホーチミン日本国総領事	ベトナム（ホーチミン市、フイエニン省、ダクラック省、カインホア省、ラムドン省、ニントウアン省、ビントウアン省、ビンフオック省、ドン ナイ省、ビンズオン省、タイニン省、バリア・ブンタウ省、ロンアン省、テイエンザン省、ドンタツブ省、ベンチエ省、ビンロン省、チャビン 省、アンザン省、カンター市、ソクチャン省、キエンザン省、バクリエウ省、カーマウ省、ダクノン省及びホウザン省の区域に限る。）	在ブリスベン日本国総領事	オーストラリア（クインズランド州の区域に限る。）
在マレーシア日本国大使	マレーシア（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア（ビクトリア州、南オーストラリア州及びタスマニア州の区域に限る。）
在ペナン日本国総領事	マレーシア（ペナン州、ケダ州、ペルリス州、ペラ州、クランタン州及びトレングヌ州の区域に限る。）	在キリバス日本国大使	キリバス
在ミャンマー日本国大使	ミャンマー	在クック日本国大使	クック
在モルディブ日本国大使	モルディブ	在サモア日本国大使	サモア
在モンゴル日本国大使	モンゴル	在ツバル日本国大使	ツバル
在ラオス日本国大使	ラオス	在トンガ日本国大使	トンガ
在オーストラリア日本国大使	オーストラリア（在シドニー、在パース、在ブリスベン及び在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）	在ナウル日本国大使	ナウル
		在ニウエ日本国大使	ニウエ
		在ニュージールランド日本国大使	ニュージールランド（在オークランド日本国総領事の管轄区域を除く。）
		在オークランド日本国総領事	ニュージールランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポティキの各地区以北の地域に限る。）
		在バスアツ日本国大使	バスアツ
		在パプアニューギニア日本国大使	パプアニューギニア
		在パラオ日本国大使	パラオ
		在フィジー日本国大使	フィジー
			フランス領ワリス・フテyna諸島
			英国領ビトケアン島
			マレーシア
			ミクロネシア
在マレーシア日本国大使	ミクロネシア		
在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国（コロンビア特別区、バージニア州及びメリーランド州の区域に限る。）		
在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国（ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州及びアラバマ州の区域に限る。）		
在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国（ネバダ州及びカリフォルニア州（在ロサンゼルス日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）		

在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国（アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州及びオレゴン州の区域に限る。）
在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国（インディアナ州、イリノイ州、ウィスコンシン州、ミネソタ州、アイオワ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州及びカンザス州の区域に限る。）
在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国（ミシガン州及びオハイオ州の区域に限る。）
在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国（コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州及びワイオミング州の区域に限る。）
在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国（ケンタッキー州、テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州及びルイジアナ州の区域に限る。）
在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国（コネティカット州のうちフェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエスタンバージニア州、プエルトリコ及びバージン諸島の区域に限る。）
在ハガツニヤ日本国総領事	英国領バミューダ諸島
在ヒューストン日本国総領事	アメリカ合衆国（グアム及び北マリアナ諸島の区域に限る。）
在ボストン日本国総領事	アメリカ合衆国（テキサス州及びオクラホマ州の区域に限る。）
在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国（メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州及びコネティカット州（在ニューヨーク日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在マイアミ日本国総領事	アメリカ合衆国（ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属さない地域に限る。）
在ロサンゼルス日本国総領事	フランス領ポリネシア
在カナダ日本国大使	アメリカ合衆国（フロリダ州の区域に限る。）
在カルガリー日本国総領事	フランス領グアドループ島及びマルチニーク島
在トロント日本国総領事	英国領アンギラ、タークス諸島、カイコス諸島、バージン諸島、ケイマン諸島及びモンセラット
在バンクーバー日本国総領事	アメリカ合衆国（アリゾナ州並びにカリフォルニア州のうちロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴ、インペリアル、リバーサイド、サンバーナディノ、ベンチュラ、サンタバーバラ及びサンルイオビスポの各郡の区域に限る。）
在モントリオール日本国総領事	カナダ（在カルガリー、在トロント、在バンクーバー及び在モントリオールの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在アルゼンチン日本国大使	カナダ（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、ノースウェスト準州及びヌナヴット準州の区域に限る。）
在アンティグア・バーブーダ日本国大使	カナダ（オンタリオ州（オタワ市の区域を除く。）の区域に限る。）
在ウルグアイ日本国大使	カナダ（ブリティッシュコロンビア州及びユーコン準州の区域に限る。）
在エクアドル日本国大使	カナダ（ケベック州（ハル、ガティノー、エルマー、メイソン及びバッキンガムの各市の区域を除く。）、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンスエドワードアイランド州、ノヴァスコシア州及びニューブランズウィック州の区域に限る。）
在エルサルバドル日本国大使	フランス領サンピエール島及びミクロン島
在ガイアナ日本国大使	アルゼンチン（在パラグアイ日本国大使の管轄区域を除く。）
在キューバ日本国大使	
在グアテマラ日本国大使	アンティグア・バーブーダ
在グレナダ日本国大使	ウルグアイ
在コスタリカ日本国大使	エクアドル
在コロンビア日本国大使	エルサルバドル
在ジャマイカ日本国大使	ガイアナ
在スリナム日本国大使	キューバ
在セントクリストファー・ネービス日本国大使	グアテマラ
在セントビンセント及びグレナディーン諸島	グレナダ
在セントルシア日本国大使	コスタリカ
	コロンビア
	ジャマイカ
	スリナム
	セントクリストファー・ネービス
	セントビンセント及びグレナディーン諸島
	セントルシア

米 中 南

在チリ日本国大使	チリ
在ドミニカ日本国大使	ドミニカ
在ドミニカ共和国日本国大使	ドミニカ共和国
在トリニダード・トバゴ日本国大使	トリニダード・トバゴ
在ニカラグア日本国大使	ニカラグア
在ハイチ日本国大使	ハイチ
在パナマ日本国大使	パナマ
在バハマ日本国大使	バハマ
在パラグアイ日本国大使	パラグアイ
在バルバドス日本国大使	バルバドス アルゼンチン（ミシオネス州、フォルモッサ州、チャコ州及びコリエンテス州の区域に限る。）
在ブラジル日本国大使	ブラジル（在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ及び在レシフェの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在クリチバ日本国総領事	ブラジル（パラナ州、サンタ・カタリーナ州及びリオ・グランデ・ド・スール州の区域に限る。）
在サンパウロ日本国総領事	ブラジル（サンパウロ州、マツト・グロソ州、マツト・グロソ・ド・スール州並びにミナス・ジェライス州のうちアラグアリ、カンピーナ・ベルデ、カンボ・フロリド、コンセイソン・ダス・アラゴアス、コンキスタ、エストレーラ・ド・スール、フルタール、インディアノポリス、イツイウターバ、ノバ・ボンテ、プラタ、トリバテー、ツパシグアラ、ウベラーバ、ウベルランディア及びウエリツシモの各行政区の区域に限る。）
在マナウス日本国総領事	ブラジル（アマゾナス州、アクレ州、ロンドニア州及びロライマ州の区域に限る。）
在リオデジャネイロ日本国総領事	ブラジル（リオデジャネイロ州、エスピリット・サント州及びミナス・ジェライス州（在サンパウロ日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在レシフェ日本国総領事	ブラジル（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、バライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセララ州の区域に限る。）
在ベネズエラ日本国大使	ベネズエラ オランダ領アンティル及びアルバ
在ペリーズ日本国大使	ペリーズ
在ボリビア日本国大使	ボリビア
在ホンジュラス日本国大使	ホンジュラス
在メキシコ日本国大使	メキシコ（在レオン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在レオン日本国総領事	メキシコ（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）
在アイスランド日本国大使	アイスランド
在アイルランド日本国大使	アイルランド
在アゼルバイジャン日本国大使	英国（北アイルランドの区域に限る。）
在アルバニア日本国大使	アゼルバイジャン
在アルメニア日本国大使	アルバニア
在アンドラ日本国大使	アルメニア
在イタリア日本国大使	イタリア（在ミラノ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ミラノ日本国総領事	イタリア（ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ・アルト・アデージェ州、フリウリ・ヴェネツィア・ジェリア州、ヴェネト州及びエミリア・ロマーニャ州の区域に限る。）
在ウクライナ日本国大使	ウクライナ
在ウズベキスタン日本国大使	ウズベキスタン
在英国日本国大使	英国（在アイルランド日本国大使及び在エディンバラ日本国総領事の管轄区域を除く。）及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含み、他の領事官の管轄区域を除く。）

欧州

在エディンバラ日本国総領事	英国（スコットランド全域、クリーブランド県、カンブリア県、ダーラム県、ノーザンバーランド県及びタインアンドウェアー県の区域に限る。）
在エストニア日本国大使	エストニア
在オーストリア日本国大使	オーストリア
在オランダ日本国大使	オランダ（在ベネズエラ日本国大使の管轄区域を除く。）
在カザフスタン日本国大使	カザフスタン
在北マケドニア日本国大使	北マケドニア
在キプロス日本国大使	キプロス
在ギリシャ日本国大使	ギリシャ
在キルギス日本国大使	キルギス
在クロアチア日本国大使	クロアチア
在コソボ日本国大使	コソボ
在サンマリノ日本国大使	サンマリノ
在ジョージア日本国大使	ジョージア
在スイス日本国大使	スイス
在スウェーデン日本国大使	スウェーデン
在スペイン日本国大使	スペイン（在バルセロナ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在バルセロナ日本国総領事	英国領ジブラルタル
在スロバキア日本国大使	スペイン（バルセロナ県、ヘ罗纳県、レリダ県、タラゴナ県、カステリョン県、バレンシア県、アリカンテ県及びバレアレス県の区域に限る。）
在スロベニア日本国大使	スロバキア
在セルビア日本国大使	セルビア
在タジキスタン日本国大使	タジキスタン
在チェコ日本国大使	チェコ
在デンマーク日本国大使	デンマーク
在ドイツ日本国大使	ドイツ（ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フオアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。）
在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）
在ハンブルク日本国総領事	ドイツ（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）
在フランクフルト日本国総領事	ドイツ（ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州及びザールラント州の区域に限る。）
在ミュンヘン日本国総領事	ドイツ（バイエルン州及びバーデン・ヴュルテンベルク州の区域に限る。）
在トルクメニスタン日本国大使	トルクメニスタン
在ノルウェー日本国大使	ノルウェー
在バチカン日本国大使	バチカン
在ハンガリー日本国大使	ハンガリー
在フィンランド日本国大使	フィンランド
在フランス日本国大使	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
在ストラスブール日本国総領事	フランス（バ・ラン県、オ・ラン県、テリトワール・ドゥ・ベルフォール県、ドゥー県、ジュラ県、モーゼル県、ムルト・エ・モーゼル県、ヴォージュ県、オート・ソーヌ県、ムーズ県及びオート・マルヌ県の区域に限る。）
在マルセイユ日本国総領事	フランス（ブッシュー・デュ・ロース県、ヴァール県、ヴォクリューズ県、オート・アルプ県、アルプ・ドゥ・オート・プロヴァンス県、アルプ・マリタイム県、イゼール県、ロース県、オート・サヴォア県、サヴォア県、エン県、ロワール県、アルデーシュ県、ドローム県、アリエ県、ピュイ・ドゥ・ドーム県、カンタル県、オート・ロワール県、ロゼール県、ガール県、エロー県、オード県、ピレネー・オリantal県、ロット県、アヴェロン県、タルン・エ・ガロン県、タルン県、ジエール県、オート・ピレネー県、オート・ガロンヌ県、アリエージュ県、コルス・デュ・シュッド県及びオート・コルス県の区域に限る。）

アフ	在アルジェリア日本国大使	アルジェリア
リカ	在アンゴラ日本国大使	アンゴラ
	在ウガンダ日本国大使	ウガンダ
	在エジプト日本国大使	エジプト
	在エスワティニ日本国大使	エスワティニ
	在エチオピア日本国大使	エチオピア
	在エリトリア日本国大使	エリトリア
	在ガーナ日本国大使	ガーナ
	在カーボベルデ日本国大使	カーボベルデ
	在ガボン日本国大使	ガボン
	在カメルーン日本国大使	カメルーン
	在ガンビア日本国大使	ガンビア
	在ギニア日本国大使	ギニア
	在ギニアビサウ日本国大使	ギニアビサウ
	在ケニア日本国大使	ケニア
	在コートジボワール日本国大使	コートジボワール
	在コモロ日本国大使	コモロ
	在コンゴ共和国日本国大使	コンゴ共和国
	在コンゴ民主共和国日本国大使	コンゴ民主共和国
	在サントメ・プリンシペ日本国大使	サントメ・プリンシペ
	在ザンビア日本国大使	ザンビア
	在シエラレオネ日本国大使	シエラレオネ
	在ジブチ日本国大使	ジブチ
	在ジンバブエ日本国大使	ジンバブエ
	在スーダン日本国大使	スーダン
	在セーシェル日本国大使	セーシェル
	在赤道ギニア日本国大使	赤道ギニア
	在セネガル日本国大使	セネガル
	在ソマリア日本国大使	ソマリア
	在タンザニア日本国大使	タンザニア
	在チャド日本国大使	チャド
	在中央アフリカ日本国大使	中央アフリカ
	在チュニジア日本国大使	チュニジア
		リビア
	在トーゴ日本国大使	トーゴ
	在ナイジェリア日本国大使	ナイジェリア
	在ナミビア日本国大使	ナミビア
	在ニジェール日本国大使	ニジェール
	在ブルキナファソ日本国大使	ブルキナファソ
	在ブルンジ日本国大使	ブルンジ
	在ベナン日本国大使	ベナン
	在ボツワナ日本国大使	ボツワナ
	在マダガスカル日本国大使	マダガスカル
		フランス領マイヨット島及びレユニオン

在マラウイ日本国大使	マラウイ
在マリ日本国大使	マリ
在南アフリカ共和国日本国大使	南アフリカ共和国
在南スーダン日本国大使	南スーダン
在モーリシヤス日本国大使	モーリシヤス
在モーリタニア日本国大使	モーリタニア
在モザンビーク日本国大使	モザンビーク
在モロッコ日本国大使	モロッコ
在リベリア日本国大使	リベリア
在ルワンダ日本国大使	ルワンダ
在レソト日本国大使	レソト